

目 次

「学習者本位の教育の実現に向けた調査」米国調査結果報告（概要）	
「学習者本位の教育の実現に向けた調査」の目的	1
「学習者本位の教育の実現に向けた調査」米国調査方法と期間	2
第1章 学習者本位の教育の必要性と問題意識	5
第2章 諸外国の学校選択制度	9
2.1 イギリス、オランダ、スウェーデンの学校選択制度	9
2.1.1 イギリス	9
2.1.2 オランダ	10
2.1.3 スウェーデン	11
2.2 チリの学校選択制度	12
2.3 ニュージーランドの学校選択制度	13
2.4 コロンビアの学校選択制度	16
第3章 米国の学校選択制度	17
3.1 米国の教育事情	18
3.1.1 一般教育事情	18
3.1.2 学校選択制度	22
3.2 米国の学校選択制度の事例	30
3.2.1 ウィスコンシン州ミルウォーキー市	30
3.2.2 オハイオ州クリーブランド市	37
3.2.3 ニューヨーク州ニューヨーク市	49
3.3 米国学校選択制度の事例分析	50
3.3.1 背景	50
3.3.2 学校選択に関わる制度	52
3.3.3 学校選択制度の促進による成果	65
3.3.4 学校選択制度導入に関する懸念に対する調査結果	82
第4章 学習者本位の教育の実現に向けた制度の検討	88
4.1 学習者本位の教育	88
4.2 「学習者本位の教育」の実現のために	89
参考文献一覧	

*本調査は(株)コーエイ総合研究所に委託して実施したものである。

「学習者本位の教育の実現に向けた調査」の目的

本報告書は教員の採用・評価、学校選択制の普及促進等についてのアンケート調査 2 件（①都道府県及び市区教育委員会へのアンケート、②保護者へのアンケート）と、③米国における学校選択制度や教育バウチャー制度調査の 3 件からなる「学習者本位の実現に向けた調査」のうち、③米国における学校選択制度や教育バウチャー制度調査の結果をまとめたものである。

児童生徒が真に等しく、その能力・適性に応じた教育サービスを受ける機会を与えられるようにするためには、学習者本位の教育を実現する必要がある。このためには、学習者本位の教員の在り方、学習者の意向を反映した学校・教員評価制度の確立、学校選択制の普及促進等が重要である。

規制改革会議では、学習者本位の教育の実現に向けて教員の採用・評価の在り方、学習者の意向を反映した学校・教員評価制度の確立、学校選択制の普及促進等について精力的に検討を行ってきたが、これら検討に資するため、教育委員会及び保護者へのアンケートを実施し、教育現場のありのままの姿、つまり学校・教育委員会の取組の実態及び教育制度に関する保護者の意見を把握することが必要である。

さらに学校選択制の普及促進は、学習者本位の教育の実現に資すると期待されるが、その選択の結果を予算配分にも反映することによって実質的な予算配分権限を教育の提供側から学習者側に転換することとすれば、学校運営にも規律と緊張感が生まれ、学習者本位の教育の実現にさらに一歩近づくことができる。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）においては「我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態等を検証しつつ教育における利用券制度について、その有効性及び問題点の分析等、様々な観点から検討し、重点強化期間内に結論を得る」とされているところであり、教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行う、と規制改革推進のための3ヵ年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)において示されている。このため、学習者本位の教育を早期に実現するためにも、教育バウチャー制度について、期待される政策効果をあげるための周辺の制度整備も含めた、我が国に相応しい制度設計や環境整備の在り方を早急に検討し結論を得る必要がある。

このように、本件調査は、学習者本位の教育の実現に向けて、教育委員会及び保護者へのアンケートでは、教育現場の取組の実態及び教育制度に関する保護者の意見の把握を目的とする。また、教育バウチャー制度については、我が国の教育制度、米国のバウチャー制度に関して知見を有する有識者からなるバウチャー検討委員会を設置し、同委員会の助言を得つつ、米国における教育バウチャー制度の調査等を行うことにより、日本と米国の

学校選択制の違いを比較検討した上で、米国における教育バウチャー制度の仕組み、運用実態、成果、課題について整理・評価を行うとともに、米国等諸外国の制度を参考にした上で、バウチャー制度の日本への導入可能性について検討することを目的とするものである。

「学習者本位の教育の実現に向けた調査」米国調査方法と期間

米国における教育バウチャー制度の調査を行うために、内閣府は以下の日程で調査団を米国へ派遣した。調査の期間は2009年2月8日～2009年2月19日の12日間、主な調査先は教育行政機関、専門研究大学機関、民間教育調査機関、学校である。

調査においては、現地調査に加え国内文献調査をあわせて実施している。

「学習者本位の教育の実現に向けた調査」

米国教育バウチャー制度調査日程

公的行政機関

	訪問先	面談相手
1	Cleveland Municipal School District (クリーブランド市)	<ul style="list-style-type: none"> • Mr. Dennis Kubic (Executive Director of Financial Reporting/Cash Management Finance Department) • Mr. Larry Johnston (Executive Director Internal Audit) • Ms. Cindy Kline (Deputy Chief State, Federal & SPED Programs) • Ms. Karen H. Thompson (Deputy Chief Curriculum & Instruction)
2	Milwaukee Public School District (ミルウォーキー市)	<ul style="list-style-type: none"> • Mr. William G. Andrekopoulos (Superintendent) • Ms. Roseann St. Aubin (Director of Communications and Public Affairs)

3	Ohio State 関係者他 (クリーブランド市)	<ul style="list-style-type: none"> Ms. Grace L. Drake (Senator & Director of Ohio Center for the advancement of Women in Public Service) Ms. Collen Grady (Former State educational department staff) Mr. George Brown (Outreach Coordinator of George V. Voinvich office), Ms. Tisha Brady (School Choice Ohio)
4	在ニューヨーク日本国総領事館 (ニューヨーク市)	<ul style="list-style-type: none"> 倉西 美由紀氏 (教育・科学技術担当)、 中見 大志氏

大学・教育研究調査機関等

	訪問先	面談相手
1	Children's Scholarship Fund (ニューヨーク市)	<ul style="list-style-type: none"> Ms. Darla M. Romofo (President & Chief Operating Officer) Ms. Elizabeth Toomey (Director of Communications)
2	Eugene M. Lang Foundation (ニューヨーク市)	<ul style="list-style-type: none"> Mr. Eugene Lang (Representative)
3	Milwaukee Metropolitan Association of Commerce (ミルウォーキー市)	<ul style="list-style-type: none"> Mr. Timothy R. Sheehy (President)
4	National Center on School Choice in Peabody college of Vanderbilt University (ナッシュビル市)	<ul style="list-style-type: none"> Mr. James W. Guthrie (Professor) Mr. Stephen P. Heyneman (Professor) Ms. Marisa Cannata (Research Associate)
5	Public Policy Forum (ミルウォーキー市)	<ul style="list-style-type: none"> Ms. Anneliese M. Dickman (Research Director) Mr. Jeffrey K. Schmidt (Researcher)
6	School Choice Wisconsin (ミルウォーキー市)	<ul style="list-style-type: none"> Ms. Susan Mitchell (President) Mr. Michael Ford (Vice President of Operation) Ms. Diane Plantenberg (Fund Development Consultant) Ms. Jazmeka Gladney (Director of Outreach)

7	Teachers College of Columbia University (ニューヨーク市)	• Mr. Jeffrey Henig (Professor)
8	Young Women's Leadership Foundation (ニューヨーク市)	• MR. Joshua Solomon (Executive Director)

バウチャー制度参加学校、チャータースクール

	訪問先	面談相手
1	Cleveland Central Catholic School (Voucher School) (クリーブランド市)	<ul style="list-style-type: none"> • Mr. Karl Ertle (President) • Mr. Toni Lambert (Director of Admission/Public Relations) • Mr. George Brown (Outreach Coordinator of George V. Voinvich office) • Mr. Anthony Brancatelli (City of Cleveland, Office of the Council) • Ms. Tisha Brady (School Choice Ohio) 保護者、生徒他
2	Entrepreneurship Preparatory School (Charter School) (クリーブランド市)	<ul style="list-style-type: none"> • Mr. John Zitzner (President), • Ms. Elaine Turley, • Mr. Michael A. Wolff
3	Saint Anthony school (Voucher School) (ミルウォーキー市)	<ul style="list-style-type: none"> • Mr. Terry Brown (President) • Mr. David Tomasiewicz (Director of Development)他
4	Saint Marcus school(Voucher School) (ミルウォーキー市)	<ul style="list-style-type: none"> • Mr. Henry Tyson (Superintendent)

第1章 学習者本位の教育の必要性と問題意識

規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」（平成16年12月24日）では、冒頭以下のように述べている。

「長らく低迷を続けていた我が国経済は、企業部門の体質強化等により、民需主導の緩やかな回復基調にある。この足どりをより確かなものとし、持続的な成長につなげるためには、規制改革を始めとする構造改革を果敢に実行する必要がある。企業部門の改革に比して行政のそれは遅々としている。縦割り行政の是正や重複・無駄の排除は当然として、経済社会環境が複雑化し、行政需要が変化・拡大する中で、官は、真に官が行うべき必然性がある業務に特化し、官内部における人的資源等の適正配分を達成すること等により、行財政改革の実をあげる必要がある。また、行政サービスは、競争原理が機能しないために、経済社会環境の変化に十分適応できておらず、国民の負担と引き換えに非効率なサービス・提供主体が保護・温存されている。」¹⁾

また、同答申では教育について、経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化、学校に関する「公設民営方式」の解禁について以下のように述べ、教育サービスへの新規参入に対する障壁を取り除き、多様なサービス主体による教育の実現、学校間競争の促進を検討している。

（経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化）

「現在、初等中等教育段階の教育サービスの提供は、圧倒的シェアを持つ公立学校と、都市部等では一定のシェアを獲得しつつある私立学校によって主に担われている。公立学校と私立学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく同一の規制を受けており、建学の理念等の抽象的な部分の相違は当然のこととして、教育条件や教育内容等教育サービスの根幹を占める部分において、両者の間に大きな違いはない。他方、高等教育を含めて学生1人あたりの公的助成額で見た場合には、国公立学校と私立学校との間で大きな差があり、それが授業料の格差にも反映し、私立学校を選択した場合には、その保護者に対して大きな負担が求められている。また、特区で事業が始まった株式会社やNPO 法人

（Non-Profit Organization：特定非営利活動法人）による学校については、教育サービスの根幹部分において他の形式による学校と大きく重なるにも拘らず、一切の助成が排除されているが、このような極端な不平等は、法の下での平等に反し、実質的な理由のない措置であるといわざるを得ない。このような中、国民一人一人が希望する教育サービスを受

¹⁾ 規制改革・民間開放推進会議（2004年）「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申—官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」—」P 1
(http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/publication/2004/1224/item041224_02.pdf)

きるようにするためには、教育バウチャー制度の導入や株式会社等により設置された学校に対する私学助成等の適用により、経営形態が異なるサービス提供主体間の競争条件の同一化をできる限り図っていく必要がある。^{2]}

(学校に関する「公設民営方式」の解禁)

「小・中・高等学校段階においては、私立学校のシェアが低く、多様な消費者ニーズに応えられていない。こうした中、特に私立学校の設置が容易でない地域等において、多様な形態の私立学校の設置を促進することは、競争を通じて個性豊かで多様な教育サービスを提供することにつながる。このため、民間の創意工夫を活かし、消費者のニーズに柔軟に対応した特色ある学校経営を実現する施策として、『公設民営方式』の解禁は極めて有効と考えられる。^{3]}

続く「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」（平成17年12月21日）では、教育分野について次のように、教育サービスの受益者である児童生徒・保護者のニーズに見合った教育が提供されないことへの問題意識を示している。

「教育の原点・基礎としての義務教育を見た場合、児童生徒が等しく、その能力・適性に応じた教育サービスを受ける機会を与えられてはいないのが現状である。例えば、公立学校においては一部の地域で学校選択制が採用されているものの、児童生徒・保護者の選択の自由が保障されているわけではない。また、教育課程等も、学校現場が児童生徒一人ひとりの能力・適性を考慮しつつ的確かつ柔軟に改善していくことが望まれるにもかかわらず、全国一律の画一的基準がそれを制約している。さらに、公立学校教員の任命権は原則として現場から離れた都道府県教育委員会にあり、その意思決定に対して教育サービスの受益者である児童生徒・保護者の声は反映されにくい。本来最も尊重されなければならない児童生徒・保護者のニーズや評価が顧みられず、教育現場に最終的な権限と責任が与えられていないシステムの下では、児童生徒・保護者というユーザー本位の教育が実現するはずもなく、特に、真にきめ細かい対応が必要とされる学力的に不利な立場にある児童生徒、すなわち『教育弱者』が置き去りにされ、早い段階から学習意欲を喪失してしまうことになりかねない。^{4]}

² 前掲載書（2004年）「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申—官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」—」P 69

³ 前掲載書（2004年）「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申—官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」—」P 72

⁴ 規制改革・民間開放推進会議（2005年）『「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申「小さくて効率的な政府」の実現に向けて—官民を通じた競争と消費者・利用者による選択—」』P127(http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/publication/2005/1221/item051221_02.pdf)

同答申ではこれら教育に関わる問題に対応するために、以下のような改革目標をあげている⁵。

- ① 教員の質の向上を目指した免許・採用制度及び教員評価制度の改革、教員任用・評価・処遇制度の改革
- ② 学校の質の向上を促す学校選択の自由の徹底
- ③ 学校に関する情報公開・評価の徹底（全国的な学力調査の実施を含む）
- ④ バウチャー構想の実現

また、規制改革・民間開放推進会議の後継組織となる規制改革会議によって発表された「規制改革推進のための第3次答申」（平成20年12月22日）においては、以下のような教育改革に向けての検討課題を挙げている⁶。

- ① 学習者本位の教員の在り方
- ② 学校選択制の普及促進
- ③ 児童生徒・保護者による学校評価制度・教員評価制度の確立
- ④ 全国学力・学習状況調査における学校ごとの結果公表等
- ⑤ 教育バウチャー制度の研究・検討

（教育バウチャー制度の研究・検討について）

「現在の公立学校の教育の公的補助は学級数・教員数等を基準とする機関補助が中心となっており、学校予算の配分には学習者の教育内容・満足度はほとんど無関係であるのが現状で、学習者の評価が反映されないため学校側に改善努力のインセンティブが働きにくい。教育の質の向上のためには、学習者が満足する教育が効率的に提供される仕組みとして、教育の受け手の選択を反映させ、学校側の創意工夫を促し自らの努力で改善を進める仕組み作りが必要である。学校選択制と児童生徒・保護者による学校評価制度・教員評価制度を実施した上で、更にその結果を児童生徒数に応じた予算配分にも反映することによって、実質的な予算配分権限を教育の提供側から学習者側に転換することとすれば、学校運営にも規律と緊張感が生まれ、学習者本位の教育の実現にまた一歩近づくことができる。したがって、前述の学校選択制を更に進めて、その結果集まった児童生徒数に応じて公的補助を行う仕組みを導入することが必要と考える。」として、学習者本位の教育の実現に

⁵ 前掲載書（2005年）『「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申「小さくて効率的な政府」の実現に向けて－官民を通じた競争と消費者・利用者による選択－』』P125－P135

⁶ 規制改革会議（2008年）「規制改革推進のための第3次答申－規制の集中改革プログラム－」P424-P450(http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2008/1222/item081222_20.pdf)

むけての施策検討の必要性を述べている⁷。

これらの議論の流れを受けて、教育現場でも学校選択制、児童生徒・保護者による評価、情報公開についての取り組みが行われている。しかし、これら改革に対する動きは依然として十分といえるものではない。文部科学省が平成18年に実施した調査では、学校選択制を小学校、中学校で導入していると回答した自治体は、それぞれ14.2%、12.6%にとどまっている⁸。

また本調査と同時に実施（2009年1月～2009年3月）された平成20年度 教育委員会アンケート・保護者アンケートの結果を見ても、児童生徒・保護者による学校評価を実施している学校の評価結果の対外公表状況について市区教育委員会に尋ねたところ、「第三者が閲覧できる形で公表」、「児童生徒・保護者に報告」と回答した市区教育委員会が、50%を超えた。特に「第三者が閲覧できる形で公表」については前年度より30%弱増加している。その一方で、保護者の70%以上が「学校評価を実施しているかについては全く知らない」と回答した。また、全国学力・学習状況調査の結果を学校毎に公表することについて、市区および都道府県・政令指定都市教育委員会ならびに保護者に尋ねたところ、市区教育委員会は85%以上、都道府県・政令指定都市教育委員会は65%以上が「学校毎の結果を公表すべきではない」と回答した。一方で、保護者の65%以上が「学校毎の結果を公表すべき」と回答した。⁹。以上からわかるように、教育の提供者側と受益者側の認識には大きな開きが存在している。

教育サービスの受益者である児童生徒・保護者側の立場に立ち、その意見が反映され、求められている教育サービスを教育提供者が提供できるように、「学習者本位の教育」の実現に向けてより一層の努力を行い、引き続きその実現を検討していく必要がある。

⁷ 前掲載書（2008年）「規制改革推進のための第3次答申－規制の集中改革プログラム－」P450

⁸ 文部科学省（2006年）「学校選択制の実施状況」
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-sentaku/08062504.htm)

⁹ 内閣府規制改革推進室（2009年）平成20年度 教育委員会アンケート・保護者アンケートより
(<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/index.html>)

第2章 諸外国の学校選択制度

「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）において「教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後十分な研究・検討を行う。」とされており、規制改革・民間開放推進会議では、2005年10月17日～26日にかけて、イギリス、オランダ、スウェーデンに調査団を派遣し、3カ国における学校選択制度・教育バウチャー制度等について調査を行っている。本章ではその調査結果の概要とともに、バウチャー制度を実施・運用の経験のある諸外国の制度について報告する。

*本章でいう「公営学校」とは設立者が民間組織等であるが、主に公的補助で運営されている学校を示す。また「私立学校」とは設立者が民間組織等で、運営費用も主に独自資金、授業料に依存し運営されている学校を意味する。

2.1 イギリス、オランダ、スウェーデンの学校選択制度

2.1.1 イギリス

(1) 背景

イギリスにおける教育改革は、小さな政府を公約として掲げたサッチャー政権の下で行われた。1988年には教育改革法（Education Reform Act 1988）を制定し、これまでのイギリスの教育の枠組みを大幅に変更した。教育改革の主な内容は以下の通りである。

- ・ 学校現場の運営権の大幅な拡大
- ・ 学校理事会制度の拡充（学校運営に関する権限を地方教育当局から大幅に移譲）
- ・ 財政権限の学校への移譲
- ・ 保護者の学校選択の自由を強化
- ・ 全国共通カリキュラムの導入とそれに基づく全国共通試験の実施

イギリスでは1988年の教育改革法を受けて、それ以降学校選択制度が促進されていく。

(2) 制度

学校選択(イングランドの事例)

イングランドでは、児童生徒の通学区域について明確に規定した法令はない。しかし、通常各学校には、通学圏と呼ばれる地理的に合理的な範囲が、地方教育当局によって設定

されている。このため、保護者は通学圏の学校に通わせるのが一般的であったが、教育改革の進行に伴い、学校選択の自由が強化され、通学圏外の学校が選択できるようになった。イングランドでは以下の 3 種類の学校が存在する

- ・ 公立学校－地方自治体によって設置され、公費によって運営されている学校
- ・ 公営学校－宗教団体等の民間団体によって設置、所有される学校であるが、公費によって運営されている学校
- ・ 私立学校－直接公費を受けず、主に授業料収入や寄付金により運営されている学校

保護者はこれら 3 種類の学校から選択することができる。公立学校・公営学校では学校定員を超えない限りは保護者の希望は拒否できない。ただし、入学の可否を決めるには以下の基準が考慮される。

- ・ 住居と学校と距離
- ・ 兄弟姉妹の存在の有無等の家族的背景
- ・ 児童生徒の健康や社会福祉上の理由

予算配分

予算は中央政府から地方自治体へ配分される。その際には、児童生徒数に応じて配分され、地方自治体が地方予算を加味して各学校へ配分する。その際に地方自治体は下記の要素を加味して良いことになっている。

- ・ 児童生徒の年齢
- ・ 幼稚園の併設について
- ・ 5 歳未満の幼児を受入れるのか
- ・ 特別なニーズが必要な児童を受入れているのか

2.1.2 オランダ

(1) 背景

オランダにおいては、学校設立の自由と学校選択の自由が、1917 年に制定された憲法で保障され、90 年もの間学校選択制度が実践されている。オランダでは、学校選択の自由が認められていることもあり、全国の学校のうち、小学校で 3 割弱、中学校で 3 割強が公立学校である。残りの 7 割は公営学校又は私立学校となっている。

学校選択

オランダでは学校設立の自由が認められており、一定数（通常 200 人）の児童生徒を集めることができれば、どのような教育理念、どのような宗教活動をおこなうものであれ学校を設立できる。オランダも、イングランド同様に前述の 3 種類（公立学校、公営学校、私立学校）の学校が存在し、選択することができる。

そもそもオランダの小学校には学校区制がない。保護者は、100%の学校選択権が保障されている。イングランド同様に、公立学校は学校定員を超えない限りは、児童生徒の受入を拒否することはできない。定員を超えた場合には地方自治体は何らかの方法で収容施設を増やす方策をとり、入学を希望する児童生徒をできるだけ受け入れる努力を行う。公営学校では、学校の教育理念や教育方針にそぐわないという理由により入学を拒否することができる。

予算配分

中央政府は、すべての公立学校、基準を満たした公営学校に対して、児童生徒数に応じて予算を配分している。予算は、目的に応じて 2 種類設定されている。1 つは教員の給与であり、もう 1 つはその他費用（教材費、建物内装費）である。学校が国から受取る予算はすべて学校運営費であり、学校施設の維持費等は含まれていない。建物外観については地方自治体の責任によって管理されている。

また学校は、保護者からの寄付も自主的なものであれば受取ることができるとされている。

2.1.3 スウェーデン

(1) 背景

1980 年代まで、スウェーデンの教育制度は中央集権的であり、一部の例外を除く全ての学校が公立学校であり、地方自治体の裁量は極めて限られていた。しかし社会民主党政権下で地方分権が進み、地方への権限委譲が進んだ。次の段階として、市場主義志向の強い非社会民主党政権が誕生したことで、学校選択制度導入の機運が生まれていった。新政権は、発足後 1992 年 7 月に「選択の自由と私立学校に関する法案」を施行した。これにより、公営学校が公立学校と同じ条件で、地方自治体から運営資金を得ることができるようになった。

(2) 制度

学校選択

スウェーデンでは、義務教育段階では家から最も近い公立学校に通学することとされて

いたが、1992年の教育改革により学校選択が自由になり、希望すれば地域の内外の公立・公営学校に通学できるようになった。しかし、学校選択制度を導入しているかどうかは、地方自治体によって異なる。2004年10月15日時点で、自分の居住する地域外に通学している児童生徒数は、全国で1.1%となっている。

公立・公営学校ともに、基本的に入学者は先着順で決定している。ただし、学校と居住地の距離、兄弟姉妹の在籍状況等を考慮し、優先権を与えて良いことになっている。

予算配分

予算は公立・公営学校ともに児童生徒数に応じて配分される。教育予算は中央政府からの交付金と地方自治体の税金によりまかない、児童生徒1人あたりの予算額を毎年地方議会で議決し、当該地方自治体に住所を持つ児童生徒が通う学校に対し、公立・公営学校に関わらず、児童生徒数に応じて地方自治体から直接配分される。公営学校も追加の授業料を徴収してはいけないことになっている。

2.2 チリの学校選択制度

(1) 背景

チリでは1980年にバウチャー制度を規定した政令が公布された。以後約30年にわたり全国的に公立・公営学校を対象にしたバウチャー制度を実施している。これは国家的規模でバウチャー制度が導入された世界で初の事例となっている。

チリに全国的バウチャーが導入された背景として、バウチャー制度の提唱者である経済学者ミルトン・フリードマン、またその所属大学であるシカゴ大学とチリ国との関係がある。1950年代、米国はラテンアメリカへの技術援助政策を実施し、その一環としてシカゴ大学によるチリ・カトリック大学の経済学者の育成があった。直接フリードマンから指導を受けてチリへ帰国したこれらチリの経済学者は、チリ国内で力を持つようになり、実現したのがチリのバウチャー制度である。

(2) 制度

学校選択

チリでも前述のイングランド、オランダと同様に3種類の学校（公立学校、公営学校、私立学校）が存在する。保護者としての選択肢はこの3種類であるが、私立学校はバウチャー制度の対象とはなっておらず、授業料を支払わなければならない。しかし公立学校、公営学校が全体で占める割合は、2002年でそれぞれ約50%、約40%となっており、全体の大部分を占める。

予算配分

児童生徒数に応じて配分されている。制度が開始された当初、公営学校は公立学校の半額ほどの助成を受けていたが、その後、法律の変更により、公立学校と同じ基準で児童生徒数に応じて予算が配分されるようになった。また公立・公営学校ともに、授業料は徴収していなかったが、現在では双方ともに授業料の徴収が可能となっている。

(3) 成果

Nunez、Coxによるチリのバウチャー制度調査によると、以下の成果が確認できたとしている¹⁰。

- ・ 児童生徒の出席率が向上
- ・ 留年率が 80 年の 8.1%から 89 年には 6.1%へと減少
- ・ 公営学校が増加することで、就学前、中等教育の量的拡大がもたらされた
- ・ 費用効率が上昇した（公営学校は校舎、施設を独自に調達しているため、公立学校より費用がかからない）

また 2006 年のPISA¹¹の平均試験結果を見ると、チリの成績は、南米諸国の中で読解は 1 位、数学は 2 位となっている¹²。

2.3 ニュージーランドの学校選択制度

(1) 背景

ニュージーランドでは、1990 年の「明日の学校」改革以来、学校選択制度の導入、競争原理の導入を含む様々な教育改革が進められている。

- ・ 学校ゾーン制度の廃止
これまで居住地に基づいて学校が指定されていた通学圏の法律を 1991 年に廃止した。続いて行われた施策として、カトリック等の私立学校が **Integrated School** と呼ばれる公営学校へ転換する際に、人件費や運営費を、児童生徒数に応じて公的資金から配分する制度を導入した。

¹⁰ 斉藤泰雄（2006 年）「教育バウチャーの効果と限界－南米チリ 25 年の経験－」比較教育学研究第 33 号 p75-92

¹¹ Program for International Student Assessment、OECD によって実施される国際試験

¹² Gregory Elacqua, et al (2008), "Scaling up in Chile," Education Next Summer 2008, p63-68 (<http://www.hoover.org/publications/ednext/18144279.html>)

- ・ 貧困家庭の子弟向け私立学校就学支援

TIF(the Targeted Individual Entitlement)と呼ばれる、貧困家庭子弟の私立学校就学を支援することを目的とした制度を、1996年に導入した。その背景には、保護者の選択肢を拡大することは児童生徒の学習を改善し、私立学校も所得に関係なく保護者の選択肢として加えられるべきだという考えがあった。当時の教育大臣は、以下のようなコメントを述べている。「教育の選択肢、選択権の行使は高い質の教育の提供につながる。ニュージーランドでは余裕がある家庭は、容易に国際的にも通用する施設を利用することができるが、貧困家庭の人々にとって教育の選択肢は、授業料、交通費等の費用負担のために限られる。」

(2) 制度

ニュージーランドでは、前述のように1990年代以降学校選択制度が導入されている。児童生徒・保護者が選択できる学校は、前述の国々同様3種類ある。公立学校、公営学校、私立学校である。

- ・ 公立学校

全体の86%を構成しており、多くの児童生徒が通っている。1991年の学校ゾーンの廃止により、児童生徒は地元の学校に通う必要はない。しかし地元の学校に通う権利は保持している。

- ・ 公営学校

全体の10%を構成している。人件費、運営費は、公立学校とほぼ同じ予算を政府から受取っているが、施設は独自に準備しなければならない。また学校運営に課せられる規制は公立学校とは異なる。公営学校にはどこに居住している児童生徒も応募でき、宗教系の学校でも宗教を理由に児童生徒の選抜を行ってはならない。また、応募者が定員を超えた場合は、抽選により選抜が実施される。公立学校は学費の徴収を行っていないが、公営学校では **Attendance Dues** とよばれる小額の費用を保護者から徴収し、また寄付を募ることが認められている。

- ・ 私立学校

全体の4%を構成している、私立学校では教員資格を除き、政府からの規制に縛られずに運営できる。国に定められたカリキュラムや教員契約に縛られる必要はない。また一部政府からの補助金を受取っているが、主な財源は児童生徒の学費となっている。

表 2-1：ニュージーランド学校制度の概要¹³

¹³ Norman LaRocque (2004), "School Choice: Lessons from New Zealand," Cato Institute Washington DC. USA. P75

	公立学校	公営学校	私立学校
在籍児童生徒	86%	10%	4%
私的財源	寄付	寄付他	学費と寄付
公的資金	全額補助	児童生徒数に応じて施設費を除く資金が配分される	児童生徒数に応じて公立学校児童生徒1人当たり予算の25-35%が配分される
低所得者支援	有	有	有
通学圏	無 (定員を超えた場合通学距離が考慮される)	無	無
規制	受入数制限	選抜制限	無
カリキュラム指定	国家カリキュラム	国家カリキュラム	無
教員と教員組合の契約	有	有	無
教員資格保持要求	有	有	有

予算配分

予算配分は基本的には児童生徒数に応じたものとなっている。

(3) 成果

LaRocque(2004)によると、ニュージーランド教育改革の成果として以下の成果が見られるとしている。

- ・ 通学圏の廃止により、少数民族との融合が学校内で起こっている。1990年には、マオリ族の21%だけが地元ではない学校に通ったが、1995年には39%のマオリ族が通学圏外の学校に通っている
- ・ 公営学校の数が増加し、多くの学校に定員を超える応募がある
- ・ 貧困家庭の保護者、児童生徒からTIEは好意的に受けとめられ、多くの応募が寄せられている

また学校選択制度の導入により、これまで中央集権的、官僚的であった教育制度に変化が見られ、保護者選出の運営委員が各学校に設置されるようになった。その結果、失敗している学校が明確になった等、学校運営の透明性が向上し、予算にも保護者の声が反映さ

れるようになり、これまで約 70%の教育費が事務経費に費やされていたが、67%が教室での指導に使用されるようになったとしている (Lnader & Mctigue, 2001)。

しかし、一方ではカリキュラム、教員給与について中央政府が権限を持っており、競争原理が十分に働く環境は整っていないとし、さらなる改革が必要としている (LaRocque, 2004)。

2.4 コロンビアの学校選択制度

(1) 背景

1991年にコロンビア政府はバウチャー制度 (PACES : Programa de Amplicion de Cobertura de la Educacion Secundaria) を世界銀行の支援を受けて導入した。当時コロンビアが抱えていた問題として、貧困家庭子弟の小・中学校在籍率・卒業率の低さがあった。1993年のデータでは、全体の89%が小学校、75%が中学校へ就学していたが、貧困家庭の子弟だけで見ると、小学校では78%、中学校では55%だけが就学しているという状況であった。この格差を是正することを目的としてバウチャー制度が導入された。

コロンビアでは元来私立学校は教育において重要な地位を占め、全国で約1/3の生徒が私立学校へ通っている。首都のボゴタではその比率は高く、1,300校存在する中学校の70%以上が私立学校である¹⁴。制度は1991年に開始され、1997年に廃止された。その間バウチャーを支給された生徒は125,000人に上り、当時では最も大規模なバウチャー制度の一つであった。

(2) 制度

学校選択

これまで述べてきた国々とコロンビアの異なる点は、コロンビアのバウチャー制度は貧困家庭の子弟が私立中学校へ通うことを支援することを目的としたことである。これは後述する米国の低所得者向けバウチャー制度と類似している。コロンビアでは所得に応じて国民を6段階に分類し、下位2層に属している人々にバウチャー制度への参加資格を与えた。

バウチャーが支給されるためには、児童は第6学年を開始していなければならない、また15歳以下でなければならないという制限が設けられていた。また、バウチャーの受給条件は毎年更新されていくが、次の学年へ進級できない場合にはバウチャーの受給資格を失う。

バウチャー制度への参加は各私立学校の判断に任されており、制度に参加するかどうか

¹⁴ Eric Bettinger, et al (2007), "How do Vouchers Work? Evidence from Columbia" P4, (http://siteresources.worldbank.org/EDUCATION/Resources/278200-1121703274255/1439264-1178054414297/How_do_Vouchers_Work_Bettinger.pdf)

は学校次第である。約半数弱の私立学校は制度へ参加したが、エリート学校として知られている学校は制度へは参加しなかった。

予算配分

バウチャーによる予算配分は、バウチャーを受給する生徒数に応じてバウチャー額が私立学校へ配分される。バウチャーの額は当初、低あるいは中程度の費用がかかる私立学校の授業を基に設定されており、その額は1998年で340ドルだった。しかしインフレーションの影響もあり、バウチャー額では授業料全てを補いきれず、保護者は58ドルを追加で支払っていた¹⁵。

(3) 成果

Angristら(2002)はコロンビアのバウチャー制度の成果を評価するためにバウチャーを受給した生徒とバウチャーを受給できなかった生徒を無作為に選出し、バウチャー受給3年後の違いを比較した。その調査におけるバウチャーを受給した生徒に見られた傾向として以下の点を挙げている。

- ・ 試験結果が良い
- ・ 留年率が低い
- ・ 10代で妊娠している率が低い
- ・ 失業率が低い

第3章 米国の学校選択制度

2009年2月8日から2月19日までの12日間、内閣府の調査団は米国における学校選択制度や教育バウチャー制度の実施状況とその成果を調査するため、テネシー州ナッシュビ

¹⁵ Joshua Angrist, et al (2002), "Vouchers for Private Schooling in Colombia: Evidence from a Randomized Natural Experiment," *The American Economic Review*, December 2002 vol.92 No.5, p1535-1558.

ル市、ウィスコンシン州ミルウォーキー市、オハイオ州クリーブランド市、ニューヨーク州ニューヨーク市の 4 都市を訪問し、調査を実施した。本章では事例を中心に米国における学校選択制度や教育バウチャー制度の実施状況を報告する。

3.1 米国の教育事情

米国の教育制度は日本より地方分権が進んでいる。よって米国の教育制度を統一体として述べることは困難である。主な権限は連邦政府から州政府に委譲されており、さらに州政府は学校区 (School District) と呼ばれる行政単位に分割され、基本的にはそれぞれの学校区に教育委員会 (School Board) が存在し、カリキュラム等もそれぞれ異なっている。それら背景を踏まえ、以下に米国の教育事情を述べていく。

3.1.1 一般教育事情

(1) 義務教育制度

米国では統一された義務教育の就学期間は設定されていない。各州がそれぞれ義務教育期間を設定している。就学義務開始を年齢 7 歳としている州が最も多いが、実際には 6 歳からの就学が認められており、6 歳児の大半が就学をしている。義務教育年限は 9~12 年であるが、9 年又は 10 年とする州が最も多い。初等・中等教育は合計 12 年であり、6-3-3 年制、6-2-4 年制、5-3-4 年制他、様々な形態が存在する¹⁶ (図 3-1 参照)。例えば、アメリカ東部・デラウェア州デルマー学校区では、幼稚園年長 1 年、小学校 5 年、中学校 3 年、高校 4 年の 1-5-3-4 制で、高校卒業までが義務教育になっている¹⁷。また日本は基本的に、小学校は 1~6 年、中学校は 1~3 年、高校は 1~3 年と全国で統一されており、各学校はそれぞれの学年に向けた教育を提供しているが、米国では 1 学年にだけ教育を提供している学校等も存在し、形態は多様である。

2004 年度の統計として、小学校・中学校の数は全体で約 125,000 校、そのうち公立学校約 96,500 校 (77%)、私立学校約 28,500 校 (23%)、児童生徒数は全体約 55,000 千人、公立学校約 48,800 千人 (89%)、私立学校 6,200 千人 (11%) となっている¹⁸。

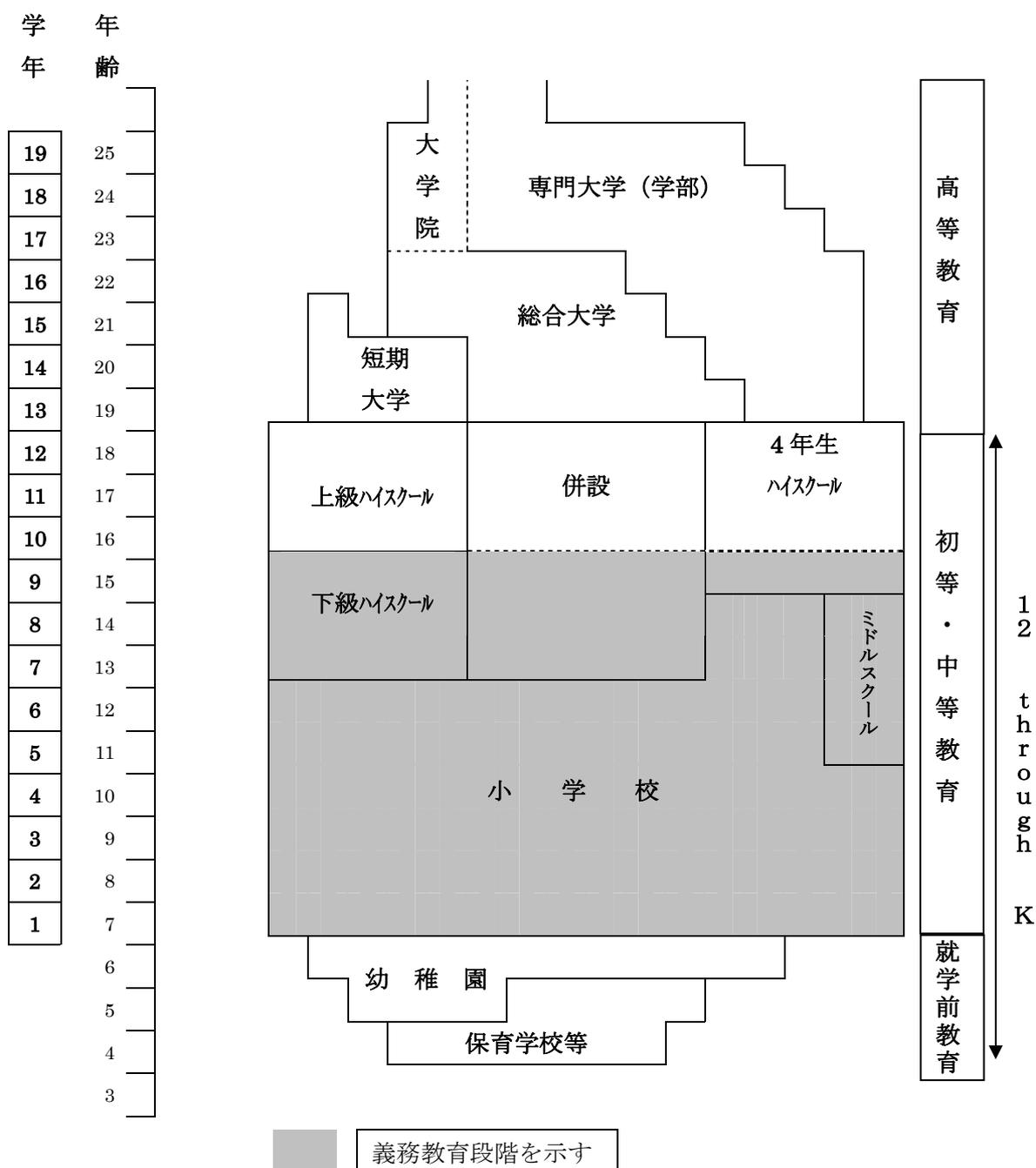
図 3-1 : 米国の学校系統図¹⁹

¹⁶ 文部科学省(2008)「教育指標の国際比較平成 20 年度版」,P65,
(http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index40.htm)

¹⁷ 外務省ホームページ、(<http://www.mofa.go.jp/Mofaj/world/kuni/0504usa.html>)

¹⁸ National Center for Education Statistics (以下 NCES),Digest of Education Statistics 2006,
http://nces.ed.gov/programs/digest/d06/tables/dt06_083.asp?referrer=report,
http://nces.ed.gov/programs/digest/d06/tables/dt06_002.asp

¹⁹ 前掲載書 (2008 年)「教育指標の国際比較」P65 より作成



(2) 連邦・教育省、州、学校区教育委員会・学校区の役割²⁰

以下に米国教育省が説明している各関係者の役割を見ていく。

連邦政府・教育省の役割

²⁰ 米国教育省 (2003年)「米国の教育 (概観)」P28-P32, (<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/wwwfj-education-overview.pdf>)

これまで述べてきたように、米国では連邦政府の教育における役割は限られている。その中で連邦政府の重要な役割としては以下のようなものがある。

- 連邦教育資金援助に関する法律の施行、資金の配分とその使用状況の監視
主な資金援助の対象としては低所得者、障害者、読み書きのできない人等の社会的弱者と移民・アメリカンインディアン等の英語能力が限られた人である。
- 学校に関するデータ収集、研究調査の監督、並びに教育者と一般市民への情報提供
同省は、教育に関するほとんどの分野の調査を監督している。例えば、各種傾向を示すデータの収集のほか、学習の方法やアイデア、効果的な指導方法を見出すための情報収集等である。
こうした調査には、同省の職員のほか、外部契約者や助成金で雇われた者も参加している。調査の結果や統計は、教育者、政策立案者、保護者、一般市民に対し、レポートや出版物の形で提供され、媒体としては、印刷およびインターネットの両方が使用される。
- 教育における重要課題および問題の所在の明確化、国民への関心の喚起
教育長官は大統領に助言を行い、大統領の教育政策を実現するため同省を指導する。そこには、議会に提出する法案の準備から教育調査の優先順位決定までが含まれる。さらに長官はスピーチ、出版活動により、またマスコミとの接触等によって、国民の関心を教育問題に向けさせる。また同省は、全国的会議その他の行事を主催し、参加することにより、問題の重要性をさらに強調する。
- 誰もが平等に教育を受ける権利を得ることの保証
教育省公民権局は、人種、肌の色、出身国、限られた英語能力、性別、障害、年齢にかかわらず、すべての児童生徒が教育を受ける平等な機会を確保することを意図した、公民権関係の法を遵守させている。これら公民権法のいくつかは、連邦政府教育省の資金を供与されているすべての機関にその適用範囲が及ぶ。すなわち、初等・中等学校、単科大学と総合大学、職業訓練学校、州立および職業訓練のためのリハビリテーション施設、図書館、美術館等である。公民権局はまた、児童生徒や保護者、学校、大学が公民権についてより一層理解を深めて、地域ごとに公民権の問題に取り組めるように、ガイダンスを行ない、資金援助をする。

州政府の役割

多くの州では、教育原則は州憲法で規定され、州議会が教育問題についての最高権限を持つ。この権限には、教育関連法の制定、州の教育予算の計上等が含まれている。

多くの場合、州政府は以下の項目について責任を負う。

- ・ カリキュラムの指針と成績基準の整備
- ・ 学校区と個々の学校に対する技術的な援助の提供
- ・ 州内における私立小中高校の運営資格の認可
- ・ 教員と学校管理者に対する免許の授与あるいは認定
- ・ 州全体の児童生徒に対する学力試験の実施
- ・ 児童生徒の成績についての説明責任計画の立案、および連邦政府教育省への報告
- ・ 高校卒業のための最低要件の決定
- ・ 州および連邦資金の学校区への配分
- ・ 年間授業日数の下限設定

学校区教育委員会・学校区の役割

州政府は教育に関する最高権限を持つが、多くの州は意思決定の権限の一部と、公立の小中高校の運営を、地元の教育機関、または学校区に委任している。全米には、およそ 15,000 の学校区があるが、それぞれが管轄内の公立学校を監督している。

学校区がどのような監督を行うかは、州によって異なる。ほとんどの州は、学校区に対し、学校予算の決定やカリキュラムの実施に関する大幅な権限を与えている。実際には、多くの学校区は意思決定および予算権限をさらに個々の学校に委譲している。これは現場優先方式（または学校優先方式）として知られている。

学校区教育委員会は学校区を管轄し、その政策は、一般的には州教育委員会の規定および州議会の法令に準拠したものでなければならない。教育委員会のメンバーは、一般に、選挙で選ばれるが、州によっては他の政府当局が任命するところもある。教育委員会は、学校区における政策の実施と日常業務を担当する地域教育長を選出し、採用する（図 3-2 参照）。ほとんどの場合、学校区は以下の項目について責任を負う。

（予算の権限）

- ・ 予算の決定
- ・ 個々の学校およびプログラムへの予算配分

（人事の権限）

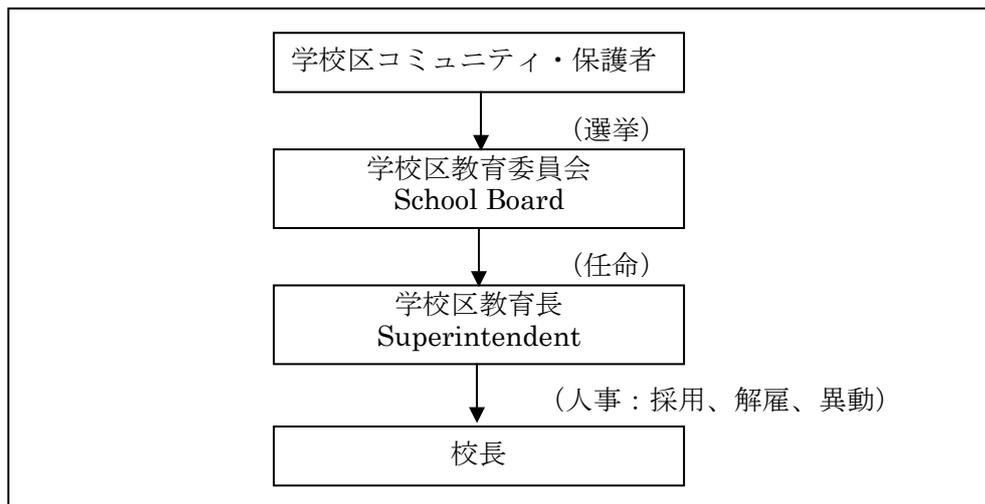
- ・ 教員およびその他の職員の採用
- ・ 児童生徒の成績に関する年次報告の準備および配布
- ・ 教員および管理者の給与の決定

（その他）

- ・ カリキュラムの実施
- ・ 現職教員の研修計画の立案および実施

- ・ スクールバスによる児童生徒通学の調整
- ・ 校舎の建設および保守
- ・ 設備および備品の購入

図 3-2：コミュニティ・保護者、学校区、学校の関係



3.1.2 学校選択制度

米国では公立間の学校選択制度には長い歴史が存在する。当初は人種問題も関連していたが、現在では児童生徒・保護者の権利、教育の多様性等、教育改革の一環としてその動きは活発になってきている。選択できる学校の規模は拡大し、公立間の学校選択は一般的になっている。Jhon Gardner(2002)はJeffrey HenigとStephen Sugarmanの言及「very considerable degree to which families already select the schools their children attend. By one plausible way of counting, more than half of American families now exercise school choice (半数以上のアメリカの家庭は学校選択の権利を行使している)」を紹介し、学校選択の拡大について述べている²¹。

主な公立間の学校選択制度としては以下の制度が挙げられる。

- (1) 就学指定校以外の公立学校選択制度（オープンエンロールメント）
- (2) チャータースクール
- (3) マグネットスクール
- (4) 落ちこぼれ防止法による改善が必要とされた学校から他校への転校

また私立学校、他の学校選択制度としては以下の制度が挙げられる。

²¹ Jhon Gardner (2002), "How School Choice Helps the Milwaukee Public Schools," AMERICAN EDUCATIONAL REFORM COUNCIL, P8.

- (5) 私立学校就学支援のためのバウチャー制度
- (6) 民間組織、個人の私立学校学費助成団体への寄付に対する税控除制度（タックスクレジット）
- (7) ホームスクール

(1) 就学指定校以外の公立学校選択制度（以下、オープンエンrollment）

オープンエンrollmentとは、従来通学圏（School Zone）として指定されていた以外の公立学校を選択できる制度のことである。National Center for Education Statistics の調査によると、2008年現在 45 の州とワシントン D.C でオープンエンrollment制度を認めている（表 3-1 参照）（5 州はデータがない）。

オープンエンrollmentには 2 種類あり、学校区内で学校を選択できる学校区内オープンエンrollment（Intra-district Open Enrollment）と、学校区外の学校を選択できる学校区外オープンエンrollment（Inter-District Open Enrollment）がある。

表 3-1 オープンエンrollment施策を持っている州の数とその種別（2008 年）²²

オープンエンrollmentの種別	州の数
学校区内 - 義務 ²³	20
学校区内 - 学校区の判断 ²⁴	4
学校区内オープンエンrollment施策を持っている州の合計	24 州
学校区外 - 義務	14
学校区外 - 学校区の判断	24
学校区外オープンエンrollment施策を持っている州の合計	38 州
学校区内 - 義務、学校区外 - 義務	6
学校区内 - 義務、学校区外 - 学校区の判断	3
学校区内 - 学校区の判断、学校区外 - 義務	1
学校区内 - 学校区の判断、学校区外 - 学校区の判断	5

(2) チャータースクール

オープンエンrollment以外の公立学校における選択肢としてはチャータースクールがある。チャータースクールは 2008 年現在、全米で 4,231 校（表 3-2 参照）が存在している。またチャータースクールは約 120 万人の児童生徒の教育を担っている²⁵。National Center for Education Statisticsの調査結果では、40 の州とワシントンDCはチャーター法を制定している（10 州はデータがない）（表 3-2 参照）。学校区、教育委員会の反対等によ

²² NCES, http://nces.ed.gov/programs/statereform/tab4_3.aspx

²³ 義務とはオープンエンrollment施策の導入が義務であることを示す

²⁴ 学校区の判断とはオープンエンrollment施策の導入が学校区の判断であることを示す

²⁵ Leonard C. Gloy, (2008), "Annual Privatization Report 2008," Reason Foundation, P67(www.landecon.cam.ac.uk/news/pdf/AnnualReport_2008.pdf)

り州内で設立できるチャータースクールに上限を設けている州もある²⁶。

チャータースクールは発展し続けており、現オバマ民主党政権もその支援を発表している。例えばルイジアナ州ニューオーリンズ市学校区では 57%の児童生徒がチャータースクールに通っている²⁷。また全米でチャータースクールの順番待ちリストには 365,000 人の児童生徒がいる²⁸。

チャーターとは行政機関等によって各学校に与えられる特別認可のことである。よってチャータースクールとは特別認可を基に開設された公立学校のことを言う²⁹。またチャータースクールの基本概念を始めて体系化したテッド・コルデリーによるとその内容は以下のようになる。

- ・ 学校は複数の当事者によって組織、所有、運営される
- ・ 組織者はチャーターのために 2 つ以上の公共機関に申請できる
- ・ 学校は法人格をもつ
- ・ 学校は公立である。つまり、非宗教的、授業料無し、入学者を選抜しない、厚生・安全に関する法に従う
- ・ 学校は児童生徒の学業成績に責任を負う。その目的を達成できなければ、チャーターを失う
- ・ 学校は制度上、運営上の慣習から自由である
- ・ 学校は選択させる学校である。いかなる児童生徒も入学を強制されない
- ・ 州は学校予算の正当な部分を児童生徒の学校区からチャータースクールへ委譲する
- ・ 新しい学校の設計に参加する場合、教員は恩給の権利を残したまま本務校から出向許可を受ける

これを簡単に言い換えると、「誰にでも申請可能、政教分離・差別の原則を厳守、学校区教育委員会の方針から自由、通学圏を持たない、児童生徒の学業成績に責任を負う限りは運営が許される公立学校」となる³⁰。

日本においてもチャータースクールは公設民営学校、研究開発学校と呼ばれる場合もあり、また通常と違う学校形態として、コミュニティスクール、フリースクールとよばれる学校がある。しかし、日本と米国で決定的に違うのは、米国では説明責任を果たす限りにおいては誰でも学校を新規に設立し開始することができること、そこに公的補助が配分されること、通常の公立学校に課せられる規制からほぼ自由であること等、である。日本の場合は、だれでも学校を新規に開始するわけではなく、既存の学校が違う形態の学校へ転換をする場合や、フリースクールのように新規に開始すると学校法人資格がない場合等、

²⁶ 宝来敬章 (2007) 「アメリカにおけるチャータースクール研究の諸課題、」名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育科学専攻『教育論叢』第 50 号, P67

²⁷ 前掲載書(2008), “Annual Privatization Report 2008,” Reason Foundation, P67

²⁸ David Stout & Jeff Zeleny (2009), “Obama Calls for Change to the Education System” (<http://www.iht.com/articles/2009/03/10/america/prexy.php>)

²⁹ 大沼安史 (2003 年) 「希望としてのチャータースクール—学校を公設民営」、本の泉社, P13

³⁰ 鶴浦裕 (2004 年) 「チャータースクール—アメリカ公教育における独立運動」勁草書房, P12-P13

公教育制度外存在であり、一部のケースを除いて、公的な支援の対象外となる³¹。

(3) マグネットスクール

マグネットスクールは通学圏を決めず児童生徒を集め、何からの方法で入学者を選抜する公立学校である。マグネットスクールは学術的、社会的に多様な特別教育プログラムを持ち、背景の違う人種、民族を磁石のように引きつけることを狙いとしている³²。2005-06年度では、2,732校で約210万人の児童生徒の教育を担っている³³。日本においても高校では理数科等の設置が見られるが、米国のマグネットスクールは小・中学校の段階から、多様（数学、科学、芸術、社会科学等）な教育の実践が可能な仕組みとなっている。

(4) 落ちこぼれ防止法（NCLB：No Child Left Behind Act）

落ちこぼれ防止法とは、2002年に前ジョージ・W・ブッシュ大統領が策定した児童生徒の学力向上と、米国の学校文化の変革を目指した画期的な法律である³⁴。法律では、各州は読解、数学について第3学年～第8学年まで毎年、第9学年～第12学年の間に1回州統一試験を実施しすることを義務付けている。またその試験結果に基づき児童生徒を4段階（上級レベル、熟達レベル、基礎レベル、基礎以下）に分類する。2013-14年度末までに、あらゆる子どもが州の教育基準で定めた熟達レベルを達成することを目標としている。また落ちこぼれ防止法では1年間で上昇するべき学力目標（Annual Year Progress、以下AYP）を設定し、落ちこぼれ防止法の文脈での学校選択とは、2年連続でAYPを達成できなければ要改善と判定され、全児童生徒に別の公立学校へ転校する権利を与えなければならないということの意味している。

表 3-2：チャータースクール法とチャータースクール数と学校の上限数（2008年）³⁵

	州名	法律通過年	州許可の学校数(校)	学校の上限数(校)
1	アラバマ	N/A	N/A	N/A
2	アラスカ	1995	25	60
3	アリゾナ	1994	479	無
4	アーカンサス	1995	18	24
5	カリフォルニア	1992	703	1,500(100/年)
6	コロラド	1993	140	無
7	コネチカット	1996	19	24
8	デルウェア	1995	19	無

³¹ 特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク（2009年）「フリースクールからの政策提言」,P8(www.freeschoolnetwork.jp/freeschoolkaranoseisakuteigen.pdf)

³² NCES, <http://nces.ed.gov/pubs2007/pesschools06/glossary.asp>

³³ NCES, http://nces.ed.gov/pubs2007/pesschools06/tables/table_2.asp

³⁴ 前掲載書（2003年）「米国の教育（概観）」,P5

³⁵ NCES, http://nces.ed.gov/programs/statereform/tab4_4.asp

9	ワシントン D.C	1996	74	20/年
10	フロリダ	1996	348	無
11	ジョージア	1993	65	無
12	ハワイ	1994	29	48
13	アイダホ	1998	30	6/年
14	イリノイ	1996	61	60
15	インディアナ	2001	41	無
16	アイオワ	2002	10	20
17	カンサス	1994	30	無
18	ケンタッキー	N/A	N/A	N/A
19	ルイジアナ	1995	54	42
20	メイン	N/A	N/A	N/A
21	メリーランド	2003	30	無
22	マサチューセッツ	1993	62	120
23	ミシガン	1995	245	無
24	ミネソタ	1991	148	無
25	ミシシッピ	1997	1	15
26	ミズーリ	1998	36	無
27	モンタナ	N/A	N/A	N/A
28	ネブラスカ	N/A	N/A	N/A
29	ネバダ	1997	24	無
30	ニューハンプシャ	1995	13	無
31	ニュージャージー	1996	56	無
32	ニューメキシコ	1993	66	75
33	ニューヨーク	1998	99	200
34	ノースカロライナ	1996	103	100
35	ノースダコタ	N/A	N/A	N/A
36	オハイオ	1997	295	新設無
37	オクラホマ	1999	15	3/年
38	オレゴン	1999	81	無
39	ペンシルバニア	1997	132	無
40	ロードアイランド	1995	11	20
41	サウスカロライナ	1996	30	無
42	サウスダコタ	N/A	N/A	N/A
43	テネシー	2002	12	50
44	テキサス	1995	314	215
45	ユタ	1998	60	無
46	バーモント	N/A	N/A	N/A
47	バージニア	1998	3	無
48	ワシントン	N/A	N/A	N/A
49	ウエストバージニア	N/A	N/A	N/A
50	ウィスコンシン	1993	247	無
51	ワイオミング	1995	3	無
チャータースクール合計			4,231	

(5) 私立学校就学支援のためのバウチャー制度

米国では無料の公立学校の児童生徒が有料の私立学校へ就学・転校することを支援するバウチャー制度を設けている州がある。それらの州では都市部における公教育の質の不足を補う制度としてバウチャー制度が機能している。日本の奨学金と異なり、私立小・中学校への就学支援をしており、返済の義務もない。米国で実施されているバウチャー制度には主に、以下のような種類が存在する（表 3-3 参照）。

- ・ 州が財源を提供し、主に貧困家庭の子弟が私立学校へ就学・転校する際の学費を支援する制度。低所得者以外にも障害者や低評価の公立学校の児童生徒が私立学校へ転校する際の学費を支援している制度もある。（事例：ウィスコンシン州 Milwaukee Parental

Choice Program、オハイオ州 Cleveland Scholarship and Tutoring Program / Educational Choice Scholarship Pilot Program 等)

- ・ 民間財団が独自に財源を確保し、貧困家庭の子弟が私立学校へ転校する際の学費を支援する制度。(事例 Children's Scholarship Fund)
- ・ 州が近隣に公立学校のない地域に住む児童生徒に対し、私立学校へ行く際の学費を支援する制度。(事例：メイン州、バーモント州 Town Tuitioning Program)

表 3-3：各州の私立学校就学支援バウチャーによる学校選択制度³⁶

	州名	制度名	対象者
1	アリゾナ	Displaced Pupils Choice Grants	障害者
2	ワシントンD.C	Opportunity Scholarship Program	貧困家庭の子弟
3	フロリダ	Mckay Scholarships Program for Students with Disabilities	障害者
4	ジョージア	Georgia Special Needs Scholarships	障害者
5	メイン	Town Tuitioning Program	公立学校がない地域
6	オハイオ	Autism Scholarship Program	障害者
7		Cleveland Scholarship and Tutoring Program	貧困家庭の子弟
8		Educational Choice Scholarship Pilot Program	低評価の公立学校在籍者
9	ユタ	Carson Smith Special Needs Scholarship Program	障害者
10	バーモント	Town Tuitioning Program	公立学校がない地域
11	ウィスコンシン	Milwaukee Parental Choice Program	貧困家庭の子弟

(6) 民間組織、個人の私立学校学費助成団体への寄付に対する税控除制度（以下、タックスクレジット）

タックスクレジットとは民間組織、個人が、私立学校就学支援をおこなっている民間財団等（児童生徒が私立学校へ行く際の学費支援を行う組織）へ寄付した際に、寄付金額を税控除の対象とする制度である。前述の私立学校就学支援バウチャー制度は、主に公的補助によって児童生徒・保護者の学校選択を拡大しているが、タックスクレジットは民間資金を活用し、児童生徒・保護者の選択肢拡大を目的とした制度である。

Children's Scholarship Foundation 代表の Darla M. Romfo 氏によると、公費を使用して公立学校から私立学校へ転校することを支援するバウチャー制度に対しては反対論が多く、制度の普及には多くの困難が伴う。しかし、タックスクレジットについてはこれまで学校選択に対して比較的反対の立場をとっていた民主党の理解も得やすく、昨今急速に拡

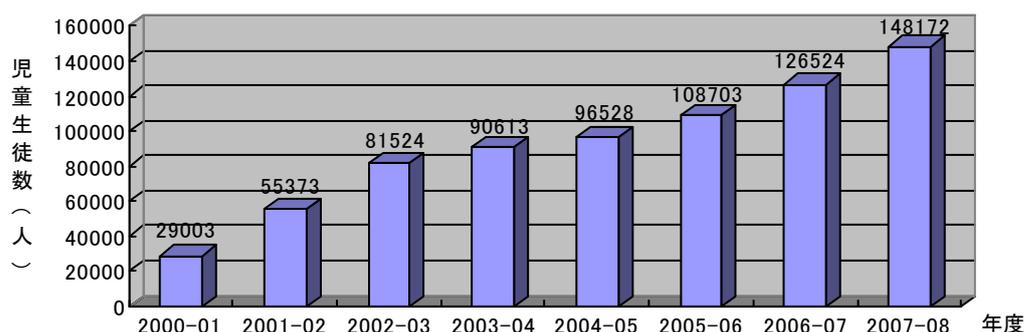
³⁶ 前掲載書 (2008), "Annual Privatization Report 2008" Reason Foundation, P 64 より作成

大しているとのことである（表 3-4、図 3-3 参照）。

表 3-4：各州のタックスクレジットによる学校選択制度³⁷

	州名	制度名
1	アリゾナ	Corporate Tax Credits for School Tuition Organization
2		Personal Tax Credits for School Tuition Organizations
3		Scholarship for Pupils with Disabilities
4	フロリダ	Tax Credit for Scholarship Funding Organization
5	ジョージア	Tax Credits for Student Scholarship Organizations
6	アイオワ	Tax Credits for Educational Expenses
7		Tax Credits for School Tuition Organizations
8	イリノイ	Tax Credits for Educational Expenses
9	ルイジアナ	Personal Tax Deduction
10	ミネソタ	Tax Credits and Deductions for Educational Expenses
11	ペンシルバニア	Educational Improvement Tax Credit Program
12	ロードアイランド	Corporate Tax Credits for Scholarship Organizations

図 3-3：私立学校就学支援バウチャー、タックスクレジット利用児童生徒数変化(2000-2008)³⁸



(7) ホームスクール

ホームスクールも全米で拡大している教育制度の一つである。National Center for Education Statisticsの統計によると、2007年でその数は150万人に上っている³⁹。

ホームスクールとは英語では、Homeschooling, Home Education, Home-based Education, Family-based Education, Parent-led Education といろいろ呼ばれているが、ホームスクールとは、一言でいうなら、「家庭を拠点にした学習」、あるいは「家庭を基盤とした教育」で、保護者が子供を学校へ通わず家庭で自ら教育し、それが就学形態の一つとして認められているものである。今では、アメリカ全ての州でホームスクールは法的に正式に認められている。しかし、教育制度と同様その法制は州によってだいぶ異なる。各州の法制は、次の3つに分類することができる⁴⁰。

³⁷ 前掲載書 (2008), “Annual Privatization Report 2008,” Reason Foundation, P 64 より作成

³⁸ 前掲載書 (2008), “Annual Privatization Report 2008,” Reason Foundation, P 63 より作成

³⁹ NCES, <http://nces.ed.gov/pubs2009/2009030.pdf>

⁴⁰ 上里博美 (2002年) 「アメリカホームスクール事情」 琉球大学,

- ホームスクールに私立学校の地位を認め、他の私立学校とほとんど同様に規制するもの。アラバマ、イリノイ、カルフォルニア、テキサス、ミシガン等である
- 就学義務を課す州の法制の例外として認めるもの。これは最も多く、アイダホ、インディアナ、カンサス、マサチューセツ等である
- ホームスクールの設立と運営にかかわる特別法を制定するもの。近年急激に増加しており過去10年間にホームスクールを公に承認した州に多い。アリゾナ、アーカンサス、コロラド、ワシントン州等である